

(小・中・高
盲ろう 通 事務職員)

	3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
1	20,800円		16,200円		13,200円	1	9,100円	
2	22,200		17,300		14,200	8	9,500	8
3	23,600		18,400		15,200	18	9,900	15
4	25,000		19,600		16,200	15	10,300	7
5	26,400		20,800		17,200	29	10,700	6
6	27,800		22,000		18,300	26	11,400	6
7	29,200		23,200		19,400	40	12,300	12
8	30,600	2	24,400		20,500	44	13,200	7
9	32,000	4	25,600	31	21,600	36	14,100	15
10	33,400	7	26,800	27	22,700	41	15,000	5
11	34,800	16	28,000	27	23,800	57	15,900	15
12	36,100	5	29,300	25	24,900	16	16,800	8
13	37,200	7	30,300	14	25,900	1	17,700	1
14	38,100	2	31,300	18	26,800	1	18,300	
15	39,000	1	32,100	27	27,500		18,900	
16	39,700		32,900	11	28,200		19,500	
17	40,400		33,600		28,800		20,000	
18	41,100		34,300		29,400		20,500	
19	41,800		35,000					
20								
合計		44		180		333		105

(2) 諸手当については、扶養手当、通勤手当等17種類（特殊勤務手当はさらに8種類）に分類され次の表のような基準によって支給されているがこのうちへき地手当については昭和36年1月1日より隔遠地手当について昭和37年1月1日より最終的ともいえる大幅な級別指定が行なわれたことは、山間へき地の小規模学校を多くもつ本県としては、それらに勤務する学校職員の待遇向上として喜ばしいことと考える。又小、中学校の単級又は複式学級を受け持つ教育職員

の多学年学級担当手当、高等学校の夜間勤務手当、昼夜間兼務手当、通信教育面接指導手当及び舎監手当並びに盲、ろう学校の舎監手当については昭和37年度より50%ないし100%という大幅な支給額の引き上げが行なわれる見通しがつき、そしてへき地手当の暫定1級として指定されている学校の期限である昭和37年3月31日が今後4年間更に延長され、かつ初任給調整手当の支給範囲拡大もまた同様である。

学校職員の諸手当支給条件一覧表

(昭和 37. 1. 1)

給与の種類	支 給 条 件		支 給 日
	支給対象者	支給率又は支給額	
給料の調整額	(1) 特殊学校の校長、実習助手及び寮母	} → 給料 × $\frac{8}{100}$	給料の 支給日
	(2) 特殊学校の教員のうち特殊免許状を有する者		
	(3) 特殊学校の教員のうち特殊免許状を有しない者	} → 給料 × $\frac{4}{100}$	
	(4) 特殊学級の教員		